

一般社団法人 日本パフューマリー協会 一般会員(個人) 会員規約

この会員規約(以下「本規約」)は、一般社団法人 日本パフューマリー協会(以下「当協会」)と、一般社団法人 日本パフューマリー協会一般会員(個人)(以下「会員」)との関係に適用し、また会員の心得、規範 を明確にする。当協会は、入会申込を受付けた時点で、本規約を承認したとみなす。

総 則

第1条(会員規約の適用)

当協会は、会員との間に本規約を定め、これにより当協会の運営を行う。また、当協会が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成する。

第2条(会員規約の変更)

当協会は、自らが円滑な運営のために必要と判断した場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を変更することができる。変更後の会員規約については、当協会のサイト上への掲載、電子メール、書面その他当協会が適切と判断する方法により通知した時点から、その効力を生じる。

第3条(用語の定義)

1. 本規約において使われる用語については、次の各項に定義する。
2. 会員とは、当協会一般会員(個人)の総称とする。
3. 書面とは、当協会が指定した書式による文書、または任意の書式による文書(電子書面を含みます)を指す。

第1章 入会申込等

第4条(入会申込)

当協会への入会を申込する者は、当協会が別に定める入会金および年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入して、当協会に提出することとする。

第5条(入会申込の拒絶等)

1. 当協会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合がある。
2. 入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
3. 入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
4. その他、前各項に準ずる場合で、当協会が入会を適当でないと判断した場合

第6条(会員の種類・入会金・年会費)

一般会員(個人)の種類、入会金、年会費、認定資格および特典は、次の通りとする。

フェロー会員(有料会員)

入会金 無料

年会費 10,000 円 (入会年の会員身分有効期限が6ヶ月未満の場合 5,000 円)

特典 直轄校の講座の優待、提携企業の商品の優待、当協会主催の各種イベント・セミナーへの優待、当協会より各種情報発信、当協会の商号及び商標の利用

フレンド会員(無料会員)

入会金 無料

年会費 無料

特典 当協会より各種情報発信

第7条(入会金・年会費の免除)

当協会が適当と判断した場合、入会金または年会費を免除することがある。

第8条(会員身分有効期限)

1. 会員身分有効期限は次の各項に定める。
2. 会員身分有効期限は、毎年4月から翌年3月末日までとし、途中入会者も3月末日とする。
3. 会員身分の継続を希望するフェロー会員は、有効期限満了日までに次年度の年会費を当協会へ所定の方法にて入金するものとし、入金が確認され次第、有効期限が満了日より1年間延長されるものとする。
4. 前項に拘わらず、フェロー会員は、有効期限が満了した場合であっても、当該満了日から3ヶ月を経過するまでの間に次年度の年会費を入金することにより、翌年3月末日まで継続ができる。尚、有効期限満了日から3ヶ月を経過した後に再度フェロー会員への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを行なうものとする。
5. フェロー会員は、前項の場合を除き、フェロー会員の継続のための手続き、あるいは退会の手続きのない場合には、その身分の有効期間が終了した後に自動的にフレンド会員の身分に移行するものとする。
6. フレンド会員は、満了日より1年間自動延長されるものとする。

第2章 入会申込記載事項の変更等

第9条(会員の氏名及び名称等の変更)

1. 会員は、その氏名、名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を当協会事務局に通知する。

2. 前項の規定による変更通知の不在によって、当協会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当協会はその責を負わないものとする。

第3章 会員身分の喪失

第10条(会員身分の喪失)

会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

第11条(退会)

会員は、当協会に退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

第12条(除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

1. 当法人の定款又は規則に違反したとき。
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他正当な事由があるとき。

前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

第13条(抛出金品の不返還)

当協会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 会員身分の喪失に伴う措置

第14条(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

会員がその有効期限終了、あるいは第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第5章 商号及び商標等の利用

第15条(商号及び商標等の利用)

会員は、協会の事前の書面による承認を得ることによって、当協会が定めた商号及び商標等を当協会の定めた目的の範囲内で利用することができる。

第6章 禁止行為

第16条(禁止行為)

1. 会員は無断で当協会の名称及び会員名簿等、またその活動主旨・活動内容を利用して、個人や他の特定団体の利益等を目的とした宣伝活動や営業活動を行ってはならない。
2. その他、協会の目的を理解し、第12条各号に定める行為、当協会の主旨に反する行為等を行ってはいけない。

第7章 情報管理

第17条(個人情報の保護)

1. 会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・FAX 番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。
2. 当協会は、当協会が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当協会が別途定める個人情報保護方針に従い、当該個人情報を適切に取り扱うものとする。

第8章 知的財産

第18条(知的財産の帰属)

当協会が創作するすべての著作物、ノウハウ、アイデア、発明、考案、意匠、商標等に関する権利は、当協会に帰属する。

第19条(知的財産の保護)

当協会が作成し発行する全ての資料・データ等については、無断で他の媒体に掲載し、第三者に譲渡もしくは売却し、または公表してはならない。

第9章 損害賠償等

第20条(損害賠償)

会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当協会が損害を受けた場合、当該会員は、当協会が受けた損害を当協会に賠償することとする。

第21条(免責)

当協会は、会員に提供するサービスの利用により発生した会員の損害等に対し、第17条第2項に定める場合および当協会の故意または重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとしします。

第10章 残存条項

第22条(残存条項)

退会した場合または会員身分が停止もしくは解除された場合であっても、第14条、第16条から第21条および本条の規定は有効に存続するものとする。

第11章 その他

第23条(準拠法)

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとする。

第24条(裁判管轄)

当協会および会員は、当協会と会員の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとする。

第25条(規定の追加)

本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当協会が定めるものとする。

付 則 この規約は 令和4年12月10日より施行する。